

商店街・地域中小企業団体等消費拡大支援事業 よくある質問

令和8年3月

Q 1. どのような方法で申請するのか。

A 1. 秋田市産業振興部商工貿易振興課の窓口へ持参、郵送、メールのいずれかの方法で申請してください。

Q 2. いつまでに申請が必要か。

A 2. 事業は着手前かつ下記の受付期間内に申請してください。

《受付期間》令和8年3月31日から令和8年11月30日

Q 3. 交付決定より前に着手し、支出した経費は補助対象となるか。

A 3. 対象外です。

原則、交付決定日以降に着手し、支出した経費について対象となります。

ただし、補助金交付決定前着手届を提出した場合は、提出日以降に支出した経費について、対象とすることができます。

Q 4. 概算払いはできるか。

A 4. 可能です。

補助金概算払申請書および請求書（概算払い）をご提出ください。概算払いを希望される場合は事前にご相談ください。

Q 5. 実績報告書はいつまでに提出するのか。

A 5. 次の期限までに必ず実績報告書を提出してください。

補助事業の完了後、60日以内又は令和9年2月26日まで

Q 6. 申請時に予定していた事業内容を途中で変更することは可能か。

A 6. 当初予定していた事業が実施できなくなったなど、事情によって変更申請が必要となる可能性があります。変更内容に着手する前に、必ずご相談ください。

Q 7. 申請内容が法令に抵触した場合はどうなるのか。

A 7. 申請する事業内容が法令に抵触する場合の責任は申請者にあります。各種法令に抵触する恐れのある場合は、所管する官庁へご相談ください。

《相談先（例）》

資金決済法（商品券等、前払式支払手段の発行を行う場合）・・・東北財務局

景品表示法（抽選会や景品をもらえずに交付する場合）・・・消費者庁

《注意すべき規制（例）》

① 資金決済法 プレミアム商品券への表示義務（紙面に表示することが義務である事項）

② 景品表示法 景品類の限度額など

Q 8. 連携申請した場合における連携先の団体へ支払う費用は補助対象となるか

A 8. 対象外です。

連携先団体も補助対象者であり、両方で補助金を行き来させる行為は認められません。

Q 9. 団体の構成員に支払う費用は補助対象として認められるか。

A 9. 団体の構成員は直接の補助対象事業者ではないため、補助事業実施のために必要な発注である場合は対象となり得ます。

Q 1 0. 実績報告時に提出する支払いを証明できる書類について

A 1 0. 「プレミアム商品券の例」

- ① 参加店舗名と振込先口座名義の一覧表
- ② 商品券の販売・換金実績をまとめた書類
 - ・商品券の販売実績
購入されたプレミアム商品券の販売合計額（販売実績額）、販売セット数（枚数）等の情報を取りまとめること
 - ・参加店舗への換金実績
店舗名、換金受付日、換金額、換金枚数、振込日、銀行振込手数料などの情報を取りまとめること
- ③ 参加店舗への支払を証明する銀行振込の利用明細 等

「クーポン等値引き割引の例」

- ① 参加店舗名と振込先口座名義の一覧表
- ② 参加店舗の値引き券換金実績をまとめた一覧表
 - ※店舗名、換金受付日、換金額、換金枚数、振込日、銀行振込手数料などの情報をとりまとめること
- ③ 参加店舗への支払いを証明する銀行振込の利用明細 等

Q 1 1. 実績報告書にて総売上を報告することは必須か。

A 1 1. 本補助金による経済波及効果を分析する上で必要なデータとなるため、原則として事業実施報告書にて総売上を報告するよう、何卒ご協力のほどお願いいたします。

ただし、本報告が難しい場合は、全参加店舗の売上高の前年同期比較（％）や購入者数等、客観的に事業効果が把握できる数値を報告するようにしてください。